

広島県告示第九百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成十九年九月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
井上クリニック	呉市三条二丁目一―一三	平成一九年六月三〇日
細川眼科医院	府中市府中町七七五	平成一九年六月三〇日
愛光クリニック	東広島市八本松東三丁目二―八	平成一九年六月三〇日
小林医院	三原市久井町江木一〇二―四	平成一九年六月三三日
高美が丘歯科医院	東広島市高屋高美が丘四丁目三三―四	平成一九年七月三一日
京極歯科医院	呉市倉橋町七四〇三	平成一九年六月二九日
株式会社サン・メディカル薬局（府中店）	府中市府中町六四四―二	平成一九年七月二二日